

国民年金は、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければなりません。

●加入

20歳になると、国民年金への加入が義務づけられます。学生や自営業の方、お勤めをされている方も勤務先で厚生年金（共済年金）に加入していない方は国民年金への加入が必要です。

（加入種別）

- ・ 第1号被保険者：自営業や学生の方
- ・ 第2号被保険者：会社員や公務員の方
- ・ 第3号被保険者：会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方

●届出

次のような場合は14日以内に届出が必要です。必要書類を持参して手続きを行ってください。

- ① 会社などをやめたとき
…… 年金手帳又は基礎年金番号通知書、離職票（厚生年金保険資格喪失連絡票）
- ② 住所または氏名が変わったとき
…… 年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ③ 海外に居住するとき・海外から帰国したとき
…… 年金手帳又は基礎年金番号通知書

●国民年金保険料

第1号被保険者または任意加入者が納める国民年金保険料は、日本年金機構から直接納付書が送付され、全国の金融機関等を通じて納付します。保険料は、年齢、性別、収入に関わらず全国一律の金額となります。

令和6年度国民年金保険料
月額16,980円

●保険料の免除制度

◆ 申請免除

国民年金保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予）制度があります。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年所得の審査があります。免除の期間は、7月分から翌年6月分までです。4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、減額された保険料を納付しないと免除は無効（未納と同じ）になりますのでご注意ください。

◆ 法定免除

生活保護法による生活扶助や障害年金（2級以上）を受けている方は、国民年金法で定められた免除規定に該当するため、免除該当届の提出が必要です。

◆ 学生納付特例制度

学生で所得が少ないために国民年金保険料の納付が難しいときは、「学生納付特例」の制度があります。被保険者が国民年金法で定める学生（一部この制度の対象とならない学校があります。）の場合は、申請をして認められると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、4月から翌年3月までとなります。
※ 納付特例期間は、年金の受給資格期間にはなりますが、追納しない限り、老齢基礎年金の受給額に反映されません。

※ 「学生納付特例」の申請は毎年必要です。

◆ 産前産後期間の免除制度

第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です。

免除期間中は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆ 納付猶予制度

学生以外で50歳未満の一定以下の所得の方に対し、申請により保険料を後払いでできる制度です。ただし、本人と配偶者の前年所得の審査があり承認は年度（7月～翌年6月）ごとになります。原則毎年申請が必要となりますが、要件を満たす場合には、継続希望申請をすることにより申請を省略することができます。